

令和6年4月から『施設サービス費』が変更になります

㊦小規模多機能型ホーム おおはし苑

■利用料金表（同一建物居住者以外 月額固定額）

	介護予防小規模 多 機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担1割	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
自己負担2割	6,900円	13,944円	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
自己負担3割	10,350円	20,916円	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円

■利用料金表（同一建物居住者 月額固定額）

	介護予防小規模 多 機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担1割	3,109円	6,281円	9,423円	13,849円	20,144円	22,233円	24,516円
自己負担2割	6,218円	12,562円	18,846円	27,698円	40,288円	44,466円	49,032円
自己負担3割	9,327円	18,843円	28,269円	41,547円	60,432円	66,699円	73,548円

令和6年6月から『各種加算』が変更になります

小規模多機能型ホームおおはし苑

■各種加算について

費目	加算金額（自己負担金）/月			内容の説明
	1割	2割	3割	
初期加算（30日間）	900円	1,800円	2,700円	登録した日から起算して、または30日以上入院後の30日間（30円/日）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円	700円	1,050円	勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合
認知症加算（Ⅰ） ※新設	920円	1,840円	2,760円	認知症加算（Ⅱ）の要件に加え ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
認知症加算（Ⅱ） ※新設	500円	1,000円	1,500円	・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・当該事業所の従者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
認知症加算（Ⅲ） ※現行（Ⅰ）からの変更	800円	1,600円	2,400円	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動により介護を必要とする場合（日常生活自立度Ⅲ～の場合）
認知症加算（Ⅳ） ※現行（Ⅱ）からの変更	500円	1,000円	1,500円	要介護2以上であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする場合（日常生活自立度Ⅱの場合）
総合マネジメント（Ⅰ） ※新設	1,200円	2,400円	3,600円	・地域における活動への参加の機会が確保されている事 ・日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している ・地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会を実施している
総合マネジメント（Ⅱ） ※現行からの見直し	800円	1,600円	2,400円	環境の変化に応じた計画の見直しや、地域における活動への参加の機会が確保されていること
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14.0% ※(介護報酬+対象加算)×14.0% ×負担割合			賃金改善の実施に加え、以下の①から⑩までに掲げる要件を全て満たした場合 ①月額賃金改善要件I （月給による賃金改善） ②月額賃金改善要件II （旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） ③キャリアパス要件I （任用要件・賃金体系の整備等） ④キャリアパス要件II （研修の実施等） ⑤キャリアパス要件III （昇給の仕組みの整備等） ⑥キャリアパス要件IV （改善後の月額賃金要件） ⑦キャリアパス要件V （介護福祉士等の配置要件） ⑧職場環境等要件

令和6年度より介護職員の処遇改善を目的とした新制度の導入が発表されました。従来の3種類の加算である、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」へと統合されます。